

●香川県告示第431号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県産業交流センター条例（平成5年香川県条例第26号）第4条第2項の規定に基づき、平成26年12月19日指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
香川県産業交流センター	穴吹エンタープライズ株式会社 高松市福田町11番地1	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで